山形県公立高等学校
入学者選抜方法改善検討委員会
第3回検討委員会

資 料 編

高校教育課

令和５年８月２３日

資　料

資料１　山形県公立高等学校入学者選抜方法
県外からの志願者受入れに係る改善方針　Ｐ１

資料２　山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱　Ｐ2

資料３　山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱　新旧対照表　Ｐ５

資料４　他県の入試制度　Ｐ６

資料５　入学者選抜日程のシミュレーション　Ｐ９

資料６　各校の特色に応じた入学者選抜における検査内容の例　Ｐ１０

資料１	令和５年３月 教　育　庁

山形県公立高等学校入学者選抜方法
県外からの志願者受入れに係る改善方針

１　改善方針策定の経過

県教育委員会では、令和４年度から「山形県公立高等学校入学者選抜方法改善検討委員会」（以下、「検討委員会」という）を設置し、本県における公立高等学校の入学者選抜の在り方について意見を聞き、今後の改善に反映させることとしています。

検討委員会では「時間をかけて継続して検討する課題」と「急ぎ検討し改善の方向性を示す課題」について整理を行い、検討を進めてきました。この度、「急ぎ検討し改善の方向性を示す課題」のうち、県外からの志願者受入れについて、山形県公立高等学校入学者選抜方法改善方針を策定しました。

２　改善方針と理由

公立高等学校入学者選抜において、小規模校及び県内唯一の学科を対象に実施している県外からの志願者受入れについて、その対象を、「入学者が定員に満たない状況が続く学校・学科」に拡大し、令和６年度入学者選抜から実施する。

・理由

現在県外からの志願者受入れを行っている、小規模校及び県内唯一の学科を持つ学校においては、県外からの入学者が学校での活動に積極的に参加することで、学校の活性化に繋がっている。現行の入学者選抜制度において、県外からの志願者を受け入れる学校を拡大することで、県内公立高等学校の充足率向上や各学校のさらなる活性化が期待できる。

３　改善にあたっての留意事項

（１）県外からの志願者の受入れ人数については、県内から志願する受検生を圧迫することがないように設定することとする。

（２）県外から志願し入学する生徒は保護者と離れて生活することになるため、入学後の居住地や世話人等については、これまでの県外からの志願者受入れと同様に、保護者が責任を持って指定することとする。

資料２

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

山形県教育委員会

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　学校　山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第２条１号に規定する学校を除く。）をいう。

(2)　志願者　推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。

(3)　県内志願者　志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。

(4)　県外志願者　(3)以外の志願者をいう。

(5)　学科　山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年４月教育委員会規則第３号）別表第１に定める設置学科のうち大学科をいう。

第２章　県外志願者受入れの承認

（県外志願者受入れの承認）

第３条　山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近３年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して８割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。

２　県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第１号）を教育長に提出しなければならない。

（受入人員）

第４条　県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。

(1)　県外志願者の募集人員は入学定員の10パーセント程度までとし、学校が定めることとする。

(2)　推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて10パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。

(3)　一般入学者選抜において、志願倍率が１倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。

（承認の見直し）
第５条　教育長は、承認後３年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

第３章　山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会

（設置）
第６条　県外からの志願者受入れを承認する学校について審議するため、山形県立高等学校県外志願者受入審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。
（審議委員会への意見聴取）
第７条　教育長は、第３条の規定による承認を行う場合、あらかじめ、審議委員会の意見をきかなければならない。
２　教育長は、第５条の規定による承認の見直しを行う場合、必要に応じて審議委員会を開催し意見を聴取することができる。
（審議事項）
第８条　審議委員会は、次に掲げる事項について審議する。
(1) 県外からの志願者を受け入れる学校や学科に関する事項
(2) 県外志願者受入の継続可否に関する事項
(3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項
（組織）
第９条　審議委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
(1) 教育次長（高校教育課を所管するものに限る。）
(2) 県高等学校長会会長
(3) 県高等学校長会理事長
(4) 県中学校長会会長
(5) 私立中学高等学校協会代表
２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。
３　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第10条　審議委員会に委員長及び副委員長を置く。
２　委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員長の指名により定める。
３　委員長は、審議委員会の会務を総理し、審議委員会を代表する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第11条　審議委員会は、教育長が招集する。
２　審議委員会は、必要に応じて開催する。
３　審議委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
４　委員長は、会議の議長となる。
５　審議委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の

決するところによる。

（守秘義務）

第12条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第13条　審議委員会に関する庶務は、教育庁高校教育課にて処理する。

（その他）

第14条　この章に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

第４章　補則

（雑則）

第15条　この要綱に定めるもののほか、県外からの志願者受入れに関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

令和３年７月　６日一部改正
令和４年６月23日一部改正
令和５年３月27日一部改正

資料３

山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

新旧対照表

改正前	改正後
山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱	山形県公立高等学校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱
１　－略－	１　－略－
２(1) 学校　山形県立高等学校をいう。	２(1) 学校　山形県立高等学校（「山形県立高等学校小規模校入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱」第２条１号に規定する学校を除く。）をいう。
(2) 志願者 一般入学者選抜における入学志願者をいう。	(2) 志願者 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜における入学志願者をいう。
(5) 最終倍率（以下略）	(5) 最終倍率の記載を削除、以下番号繰上
３　山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、県内唯一の学科が設置されており、直近５年間における最終倍率の平均値が１倍に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。	３　山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近３年における入学定員に対する合格者数の割合が連続して８割に満たない学科がある学校について、校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。
４　志願者数が入学定員（以下「定員」という。）を超えた場合は、県外志願者からの合格者の割合を原則として次のように制限する。 (1) 県内志願者の割合が定員の 90 パーセント以上の場合、県外志願者からの合格者の割合を定員の 10 パーセント以内とする。 (2) 県内志願者の割合が定員の 90 パーセント未満の場合、県内志願者からの不合格者の割合を定員の 10 パーセント以内とする。	４　県外志願者の募集人員及び合格者の人数は、原則として次のように定める。 (1) 県外志願者の募集人員は入学定員の 10 パーセント程度までとし、学校が定めることとする。 (2) 推薦入学者選抜を実施する学校においては、推薦入学者選抜及び一般入学者選抜の募集人員は、合わせて 10 パーセント程度までとし、その配分は学校が定めるものとする。 (3) 一般入学者選抜において、志願倍率が１倍を超えない場合は、学校が定める県外志願者の募集人員を超えて県外志願者を合格とすることができる。
５　教育長は、承認後５年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。	５　教育長は、承認後３年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

他県の入試制度

高校教育課調べ（東北はR5入選、東北以外はR4入選のデータ）

資料４

			1回目			2回目				
県番号	県名	受検回数	時期	名称	募集人員	時期	名称	一般入試における 複数基準による選抜		
1	北海道	2回	2月上旬	推薦選抜	普通科 20%(30%)、 他の学科 50%	3/3,3/14	一般選抜	あり	一般入試で A･B選考	ABの違いは学検と 調査書比率
2	青森	1回	3月上旬	入学者選抜	特色は10～ 50%			あり	一般選抜 特色化選抜	特色化選抜では特 活や部活を点数化
3	岩手	2回	1月下旬	推薦入試	原則10%以 内	3月上旬	一般入試	あり	一般入試で A･B･C選考	ABCの違いは学検 と調査書比率
4	宮城	1回	3月上旬	第1次募集				あり	共通選抜 特色選抜	特色選抜では学検 や評定に傾斜
5	秋田	1回	3月上旬	1次募集				あり	特色選抜 一般選抜	特色選抜では学検 や評定に傾斜、特 活等点数化が可能
6	山形	2回 普通科は1回	2月上旬	推薦選抜	原則30%以 内	3月上旬	一般選抜	なし		
7	福島	1回	3月上旬	前期選抜				あり	特色選抜 一般選抜	特色選抜では学検･ 調査書･面接等に 傾斜、特活等の点 数化が可能
8	茨城	1回	3月上旬	一般入学				あり	一部の学校で 特色選抜	特色選抜では学検･ 調査書･面接等に 傾斜、特活等の点 数化が可能
9	栃木	2回	2月中旬	特色選抜	概ね30%	3月上旬	一般選抜	あり	2段階での選 抜	第1次審議で80%。 第2次審議で面接 実技等も加味
10	群馬	2回	2月上旬	前期選抜	募集人員の 10～50%	3月上旬	後期選抜	なし		
11	埼玉	1回	2月下旬	入学者選抜				あり	2～3段階で の選抜	段階ごとに配点や 傾斜を変えて選抜
12	千葉	1回	2月下旬	一般入学者 選抜				なし	2日目は学校 設定検査	学校設定検査は面 接、集団討論、自己 表現、作文、適性検 査、学校独自問題等
13	東京	2回	1月下旬	推薦選抜	約30%	2月下旬	一般選抜	なし	追検査は2回 実施	
14	神奈川	1回	2月中旬	共通選抜				あり	2段階での選 抜	1段階は定員90%で 調査書等を含む。2 段階では検査結果 のみ
15	新潟	2回	2月上旬	特色化選抜	30%以内	3月上旬	一般選抜	なし		学校独自検査を追 加して設定可能
16	富山	2回	2月中旬	推薦選抜	40～60%	3月中旬	一般選抜	あり		学検得点と調査書 点を同等に扱い、ど ちらか一方が上位 10%なら合格とする
17	石川	2回	2月上旬	推薦選抜	普通科20%、 他の学科 25%	3月上旬	一般選抜	なし		
18	福井	2回	1月中旬	推薦選抜 特色選抜	個別に人数 を設定	2月中旬	一般入学 者選抜	なし		
19	山梨	2回	2月上旬	前期募集	40～50%	3月上旬	後期募集	なし		

			1回目			2回目				
県番号	県名	受検回数	時期	名称	募集人員	時期	名称	一般入試における 複数基準による選抜		
20	長野	2回	2月上旬	前期選抜	50%(まれに90%)	3月上旬	後期選抜	なし		
21	岐阜	1回	3月上旬	第1次選抜				なし		
22	静岡	1回	3月上旬	一般選抜				あり	学校裁量枠 共通枠	学校裁量枠は特色型(50%まで) 共通枠は3段階で傾斜を変える
23	愛知	2回	3月上旬	Aグループ(推薦、一般)		3月中旬	Bグループ(推薦、一般)	あり	推薦選抜 一般選抜	一般に出願した受検生が推薦にも出願
24	三重	2回	2月上旬	前期選抜・スポーツ特別枠選抜	1部の普通科と専門学科で100%	3月上旬	後期選抜	あり		3段階で傾斜を変える
25	滋賀	2回	2月上旬	推薦選抜 特色選抜	30～40%	3月上旬	一般選抜	なし		
26	京都	2回	2月中旬	前期選抜	普通科20～30%、それ以外は50～100%	3月中旬	中期選抜	なし		
27	大阪	1回	2月中旬	特別入学者選抜	普通科以外の学科(定員は学校ごと)	3月上旬	一般入学者選抜	なし	英語外部検定試験を加味	定員90%以降は判定に自己申告書と調査書(活動／行動の記録)を加味
28	兵庫	2回	2月中旬	推薦入学 特色選抜	50%以内(特例的に100%あり)	3月中旬	一般選抜	なし		
29	奈良	2回	2月中旬	特色選抜	学校ごと(普通科、一部の専門学科を除く)	3月中旬	一般選抜	なし		
30	和歌山	2回	3月中旬	一般選抜 スポーツ選抜		2月中旬	特別選抜 ※連携型中高一貫校	なし		
31	鳥取	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	20～50%	3月上旬	一般入学者選抜	なし		
32	島根	2回	1月上旬	推薦選抜	40%程度	3月上旬	一般選抜	なし		
33	岡山	2回	2月上旬	特別入学者選抜	30～50%	3月上旬	一般入学者選抜	なし		
34	広島	2回	2月上旬	選抜(Ⅰ) ※推薦入試	20～50%	3月上旬	選抜(Ⅱ)	なし		
35	山口	2回	2月上旬	推薦入学	50%程度	3月上旬	第一次募集	なし		
36	徳島	2回	2月上旬	特色選抜 ※学力検査ありの場合も	普通6% 専門13% 体育芸術100%	3月上旬	一般選抜	あり	2段階での選抜	第1次審議で80%。第2次審議で面接等も加味
37	香川	2回	2月上旬	自己推薦選抜	普通20% 専門30% (音美50%) 総合30%	3月上旬	一般選抜	なし		
38	愛媛	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	5～30%	3月上旬	一般入学者選抜	あり	2段階での選抜	2段階で傾斜を変える。1段階で90%、2段階で残りを審議

			1回目			2回目				
県番号	県名	受検回数	時期	名称	募集人員	時期	名称	一般入試における複数基準による選抜		
39	高知	1回	3月上旬	A日程	100%			なし		
40	福岡	2回	1月下旬	特色化選抜推薦入学者選抜	各学校で設定	3月上旬	一般入学者選抜	あり	一般入試でA･B選考	ABの違いは学検と調査書比率
41	佐賀	2回	2月上旬	特別選抜	8%	3月上旬	一般選抜	あり	一般入試で選考Ⅰ、選考Ⅱ	Ⅰ・Ⅱの違いは学検と調査書比率
42	長崎	2回	2月上旬	前期選抜	5～50%	3月上旬	後期選抜	なし		
43	熊本	2回	1月下旬	前期選抜	70%以内で学校ごとに設定	2月下旬	後期選抜		2段階での選抜	2段階で傾斜を変える。1段階で90%、2段階で残りを審議
44	大分	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	20～30%	3月上旬	第一次入学者選抜	なし		
45	宮崎	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	15～50%	3月上旬	一般入学者選抜	なし		
46	鹿児島	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	10～30%	3月上旬	一般入学者選抜	なし		
47	沖縄	2回	2月上旬	推薦入学者選抜	普通10% その他30%	3月上旬	一般入学者選抜	なし		

資料5

入学者選抜日程のシミュレーション

令和6年度入選(2024)

月	日	曜日	
2月	1	木	1
	2	金	推薦・連携選抜
	3	土	
	4	日	
	5	月	④
	6	火	3
	7	水	2
	8	木	1
	9	金	選抜結果
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	③
	14	水	2
	15	木	1
	16	金	願書受付
	17	土	
	18	日	
	19	月	願書受付
	20	火	
	21	水	
	22	木	
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	⑧
	27	火	7
	28	水	6
	29	木	5
3月	1	金	4
	2	土	
	3	日	
	4	月	3
	5	火	2
	6	水	1
	7	木	学力検査

令和8年度入選(2026)

月	日	曜日	
2月	1	日	
	2	月	1
	3	火	前期選抜
	4	水	④
	5	木	3
	6	金	2
	7	土	
	8	日	
	9	月	1
	10	火	選抜結果
	11	水	
	12	木	③
	13	金	2
	14	土	
	15	日	
	16	月	1
	17	火	願書受付
	18	水	
	19	木	
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	願書受付
	25	水	⑧
	26	木	7
	27	金	6
	28	土	
3月	1	日	
	2	月	5
	3	火	4
	4	水	3
	5	木	2
	6	金	1
	7	土	学力検査

令和9年度入選(2027)

月	日	曜日	
2月	1	月	2
	2	火	1
	3	水	前期選抜
	4	木	④
	5	金	3
	6	土	
	7	日	
	8	月	2
	9	火	1
	10	水	選抜結果
	11	木	
	12	金	③
	13	土	
	14	日	
	15	月	2
	16	火	1
	17	水	願書受付
	18	木	
	19	金	
	20	土	
	21	日	
	22	月	願書受付
	23	火	
	24	水	願書受付
	25	木	⑧
	26	金	7
	27	土	6
	28	日	
3月	1	月	5
	2	火	4
	3	水	3
	4	木	2
	5	金	1
	6	土	
	7	日	学力検査

令和10年度入選(2028)

月	日	曜日	
2月	1	火	1
	2	水	前期選抜
	3	木	④
	4	金	3
	5	土	
	6	日	
	7	月	2
	8	火	1
	9	水	選抜結果
	10	木	③
	11	金	
	12	土	
	13	日	
	14	月	2
	15	火	1
	16	水	願書受付
	17	木	
	18	金	
	19	土	
	20	日	
	21	月	願書受付
	22	火	
	23	水	
	24	木	⑧
	25	金	7
	26	土	
	27	日	
	28	月	6
	29	火	5
3月	1	水	4
	2	木	3
	3	金	2
	4	土	
	5	日	
	6	月	1
	7	火	学力検査

令和11年度入選(2029)

月	日	曜日	
2月	1	木	前期選抜
	2	金	④
	3	土	
	4	日	
	5	月	3
	6	火	2
	7	水	1
	8	木	選抜結果
	9	金	③
	10	土	
	11	日	
	12	月	
	13	火	2
	14	水	1
	15	木	願書受付
	16	金	
	17	土	
	18	日	願書受付
	19	月	
	20	火	
	21	水	
	22	木	⑧
	23	金	
	24	土	
	25	日	
	26	月	7
	27	火	6
	28	水	5
3月	1	木	4
	2	金	3
	3	土	
	4	日	
	5	月	2
	6	火	1
	7	水	学力検査

令和12年度入選(2030)

月	日	曜日	
2月	1	金	1
	2	土	
	3	日	
	4	月	前期選抜
	5	火	④
	6	水	3
	7	木	2
	8	金	1
	9	土	
	10	日	
	11	月	
	12	火	選抜結果
	13	水	③
	14	木	2
	15	金	1
	16	土	
	17	日	
	18	月	願書受付
	19	火	
	20	水	
	21	木	
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	⑧
	26	火	7
	27	水	6
	28	木	5
3月	1	金	4
	2	土	
	3	日	
	4	月	3
	5	火	2
	6	水	1
	7	木	学力検査

各校の特色に応じた入学者選抜における検査内容の例

1（方針）ボランティア精神があり、社会に貢献しようとする生徒を募集します。
（検査）　・作文　・個人面接　・集団面接

2（方針）情報化社会に対応するビジネスに興味・関心のある生徒を募集します。
（検査）　・作文　・個人面接　・集団面接

3（方針）郷土の文化や伝統を大切にし、地域に貢献する意欲のある生徒を募集します。
（検査）　・小論文　・個人面接　・集団面接

4（方針）各競技のトップアスリートを目指す意欲がある生徒を募集します。
（検査）　・実技　・個人面接　・集団面接

5（方針）植物の栽培や動物の飼育に興味・関心のある生徒を募集します。
（検査）　・小論文　・口頭試問　・個人面接　・集団面接

6（方針）「ものづくり」を通して、将来地域産業を担いたいと考えている生徒を募集します。
（検査）　・個人面接　・集団面接　・実技

7（方針）部活動や生徒会活動に積極的に取り組んだ経験を持つ生徒を募集します。
（検査）　・実技　・作文　・発表　・個人面接　・集団面接

8（方針）多様な価値観を受け入れ、他者を思いやる心がある生徒を募集します。
（検査）　・小論文　・個人面接　・個人面接（英語）　・集団面接

9（方針）高い志をもって積極的に学習に取り組む生徒を募集します。
（検査）　・作文　・小論文　・口頭試問　・学校ごとの学力検査

10（方針）目的意識を持ち「自学自習」ができる生徒を募集します。
（検査）　・作文　・小論文　・発表　・学校ごとの学力検査